

第2節 治水治山計画

第1項 河川対策

第2項 ダム・ため池対策

第3項 治山対策

《基本方針》

浸水等の主な原因は、下水管の流下能力不足、下水の逆流、河川の越水の三つである。近年、地表面への雨水の浸透量の減少によって、汚水と雨水の合流した多量の下水が流入し、河川が急激に増水、氾濫をおこす都市型水害が発生するようになっている。

本市においても道路の舗装や宅地化により、降雨はほとんど一時に集中して河川に流出し、下流の思わぬ箇所で浸水、溢水を招くことが予想される。特に、改修の進んでいない流域や大きな新興住宅地から流出する水路等では、その危険性がより高いものと考えられる。したがって、今後とも被害状況の把握と災害記録の蓄積を図り、被害の軽減と警戒避難体制の確立に努めるとともに、主要河川及び小河川の浚渫や護岸改修、水路、公共下水道の整備等により水害発生の防止に努める。

最近では、短時間に集中的に大雨を降らせるゲリラ豪雨等による被害が多く発生し、新たな対応を迫られている。また、河川の個別の治水対策だけでは水害を防ぐことは困難であり、流域全体の総合的な計画検討が求められている。総合的な治水対策を推進するために、計画的な河川の整備等の対策を検討するとともに、水防体制の確立、災害記録の蓄積とその被害状況の把握に努め、住民への広報啓発活動等のソフト対策の確立を目指す。

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にある。ひとたびため池が決壊すれば、その被害は農業関係にとどまらず人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至である。このため、決壊による災害を未然に防止するためには、ため池の老朽等その状況の把握と点検をはじめ、点検結果に基づき老朽ため池の改修並びに防災上特に重要なため池を中心に、老朽点検や整備を推進する。

さらに、危険なため池等については改修補強を強力に推進し、災害発生の未然防止と民生の安定を図る必要がある。

また、ダム・雨水調整池については、平常時より堰、堤防、排水施設等について維持管理を徹底して行い、豪雨時の災害を未然に防止するものとする。

第1項 河川対策

《現況/課題》【資料編*1*2 参照】

本市の河川は、宝満川及び御笠川を主として一級河川9河川、二級河川2河川、普通河川39河川が市域を流下し、ため池は67箇所が農業用に利用されている。特に、御笠川支流の高尾川は小規模な河川であるものの周囲には住宅の密集化が進み、周辺地区では従来から豪雨時に浸水等の被害が多発しているところもある。

現在、市営河川については、適宜に浚渫作業を行い、河川改修についても現地調査及び地元陳情に基づき隨時施工し、災害の発生防止に努めている。また、浸水が多い高尾川（県営河川）については、根本的改修が必要なため、橋梁の掛け替え等を含めて県に要請を行っている。

また、水防上重要と考えられる県指定重要水防区域は5箇所、市管理の8箇所が指定されている。県土整備事務所所管区域は、総延長9,800mでその区域は主に、御笠川支流高尾川の本町地区等に指定され、河川洗掘や溢水等の危険が予想されている。このうち鷺田川、高尾川、宝満川、山口川の4箇所については市の重要水防の指定河川となっている。また、県の災害危険河川には、宝珠川、山中川、高尾川、山家川、原川、宝満川、山口川での7箇所が指定されている。

その他、河川には堤防護岸、堰、落差工等の河川構造物が築造され、治水に大きな役割を果たしているが、宝満川と山家川の河川合流部に位置する地区では、護岸の未整備等の箇所もみられる。

《計画目標》

1. 河川の改修、整備計画

- (1) 主要河川の改修については、県事業として計画的に改修が進められており、市はこの早期完成に協力するとともに、改修未計画区間も含めた積極的な推進を関係機関に要請する。
- (2) 開発の進行が著しい地区の河川改修を積極的に進める。
- (3) 宅地開発等の進行にともなう雨水流出量の増加を考慮した、主要河川及び小河川の浚渫や護岸改修、水路、公共下水道の整備等の改修計画の見直しの必要性等について検討する。
- (4) 護岸や橋脚の塵芥排除及び補修、橋台・石積の洗掘箇所の補強等、河川管理の充実を図る。
- (5) 道路側溝の整備及び機能維持点検及び無計画な土砂採取禁止等、災害誘発の未然防止に努める。
- (6) 開発による降雨時の河川出水量の増大、洪水による被害が増大するおそれがあるため、管内中小河川の河積の拡大、流路整正、堤防護岸の修築及び雨水流出抑制対策の検討を行い洪水による被害を防止する必要がある。
- (7) 河川の水質汚染の防止を図るほか、河川の清掃や河川浄化に対する全市的な活動を通じ、住民参加による水辺環境、景観形成等の環境に配慮した整備計画を推進する。
- (8) 開発による降雨時の河川出水量の増大、河川周辺の住宅密集化により、洪水による被害が増大するおそれがある高尾川の河積の拡大、水位計の設置他市営河川の流路整正、橋梁の修築を行って洪水による被害を防止する。
- (9) 高度の都市化が進展する高尾川の環境に配慮し、保全すべき宝満川や山口川については、河川水質汚染の防止を図るほか、河川の清掃や河川浄化に対する全市的な活動を通じ、住民参加による水辺環境、景観形成等の環境に配慮した住民の憩い・レジャーゾーンとして整備計画を推進する。

*1 ● 資料1.4.2「災害危険河川」

*2 ● 資料1.4.4「重要水防箇所」

第2項 ダム・ため池対策

《現況/課題》【資料編^{*3}^{*4} 参照】

本市に存在するダム施設は、平等寺地区の水呑ダム（貯水量；85,000m³）と山口地区に山神ダム（貯水量；2,980,000m³）及び山口調整池（貯水量；4,000,000m³）が整備されており、その利用目的は上水道用水等となっている。

本市には、大小の農業用ため池が67箇所あり、山家8区地区の本谷池（貯水量；25,500m³）等かんがい用水を目的に整備されている。主に背振山東斜面の山麓部に多く分布しており、貯水量は、天押坂区の水石谷池が78,600m³、次いで隈地区の隈新池の69,000m³、塔原地区の大門池の50,000m³の順となっている。これらのため池の下流域には低平地が広がり農地や住宅地として利用されている。

これらのため池は、築造された年代が不明、老朽化の有無も不明なものがあり、今後、その点検調査を実施していく必要がある。

《計画目標》

1. ダム・ため池・調整池整備、改修計画

- (1) 老朽ため池を中心として、堤体や樋管の状況、漏水の有無等についての点検を行う。
- (2) 点検結果に基づき、必要があれば詳細調査を実施し、堤体の補強、漏水防止、余水吐きや樋管（斜樋、底樋）整備等の改修計画を検討する。
- (3) 毎年、出水期前には、ダム・ため池等の点検パトロールの実施に努める。
- (4) ダム管理主任技術者・ため池管理者は、あらかじめ監視員、連絡員を定めて異常気象に注意し、水位変動を監視して河川管理者等と状況により協議し、必要な措置をとる。

第3項 治山対策

《現況/課題》

市域の森林の現況については、林野面積4,342haうち人工林2,958ha（平成22年現在）となっている。

《計画目標》

1. 治山対策

- (1) 市は、関係営林署（国有林）と連絡を密にし、森林の持つ公益的機能の維持向上を図るため、適正な保育施業実施に努めるとともに、計画的造林実施に努める。
- (2) 急傾斜地・地すべり等の対策については、本章第3節に準じる。
- (3) 森林保全事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。

*3 ● 資料1.4.5「災害危険ため池・農業用ため池」

*4 ● 資料2.2.1「農業用施設現況」